

委託業務仕様書

1 業務名

令和6年度静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本計画策定業務委託

2 業務の背景・目的

東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、国による第三期スポーツ基本計画や障がい者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）がまとめられ、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現性が再認識された。

静岡県においても「静岡県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを通じた共生社会の実現のため障害者スポーツの普及促進に向けた取組を行っており、障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しめる環境を創るために、令和4年度には「静岡県障害者スポーツ推進協議会」において取組の報告書がまとめられ、さらに令和5年度には「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループ」において、障がい者スポーツの活動拠点の在り方について検討を進めた。

そして、本県の特長やパラスポーツの現状及び課題、障害者スポーツセンター整備の在り方の検証を踏まえた「静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本構想」を策定した。

本業務では、こうした背景や関連する計画・構想を踏まえつつ、静岡県が策定する「静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本計画」の報告書案をとりまとめる。

3 履行期間 契約締結日から令和7年2月14日（金）まで

4 業務の内容

(1) 業務計画・準備

業務を円滑に進めるために、受注者は契約締結後14日以内に次の書類を提出すること。

ア 業務工程表

イ 業務実施計画書

(2) 基本計画案の策定

ア 前提条件の整理（関連計画及び構想の整理）

本県における障害のある方のスポーツの取組状況や現存する施設の現状と課題、利用状況等について整理する。また、国による第三期スポーツ基本計画や障がい者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）、スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめ、静岡県パラスポーツ推進協議会報告書、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムの状況、「静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本構想」等について整理する。

イ 障害者スポーツセンターの整備パターンを選定

「静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本構想」に示した、障害者スポーツセンターの整備パターンの「単独施設型」及び「複数連携施設型」について、本県の状況を鑑みて適正な整備パターンを選定する。

ウ 障害者スポーツセンターを構成する候補施設を選定

障害者スポーツセンターの機能を最大限発揮するために本県内のどの地域に整備することが適当か、また、その地域内の既存資源の状態（施設の立地、パラスポーツの活動状況、ユニバーサルデザイン対応の状況等）を整理し、どの施設を活用することが効果的か検証し、候補施設を選定する。その際、県が所有する施設のみならず、県・市町・民間の連携を前提とした幅広い施設の活用可能性を検証する。なお、参考資料「障害者スポーツセンター候補施設（案）」に示す施設を中心に選定を進めるが、その他の施設を選定することも可能とする。

エ 障害者スポーツセンターの整備内容のとりまとめ

施設・設備改修の必要性を調査するとともに、対象施設・設備の整備内容及び概算費用をとりまとめる。

オ 障害者スポーツセンターの運営方針・運営体制のとりまとめ

(ア) 「静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本構想」に示した、「4つの機能」のそれぞれについて、いつ、誰が、何を具体的に実行するのかの方針をとりまとめる。

(イ) ア～エの検証結果や他県の事例等を踏まえ、必要な指導員数を考慮した管理運営体制及び概算費用をとりまとめる。

カ 障害者スポーツセンターの機能を県全体へ波及させるための各市町と地域資源との連携方法のとりまとめ

地域連携を踏まえた本県のパラスポーツ振興の全体像を描いたうえで、その視点から障害者スポーツセンターに求められる機能を再整理するとともに、各地域のスポーツ施設等との役割分担や各地域におけるパラスポーツ推進体制の在り方などをとりまとめる。また、地域連携体制の構築に向けて市町・民間事業者等と協議する。

キ 整備に向けた課題整理及びスケジュールの作成

上記アからオまでの検証結果を踏まえ、今後想定される課題や必要な調査を整理し、エについて設計、工事、完成まで、オについて運営開始時までの詳細なスケジュールの作成を行う。

ク 報告書、会議資料の作成、運営支援

(ア) 収集・整理した情報及び考察について、「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループ」で議論するための基礎資料を作成し、委員等の意見も踏まえ、業務成果を報告書(必要に応じて作成した図面等を含む)にまとめる。

(イ) 4回程度予定している「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループ」に参加し、本事業分について説明・委員等の意見の収集を行う。

5 成果品

(1) 成果品一覧

本業務において作成する成果物 については次のとおりとする。成果品の内容等の詳細については、発注者と十分に協議の上決定するものとし、公表を前提に作成すること。

なお、成果品は、写真やイラスト等を用いて、わかりやすい構成とすること。

ア 業務報告書

イ 静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本計画

(ア) 基本計画冊子版

(イ) 基本計画概要版

ウ その他発注者が必要とする資料

(2) 提出方法

上記(1)の成果物一覧の紙媒体、電子データ(CD-RまたはDVD-R)を履行期間内に提出する。必要な部数については、別に発注者と協議する。

6 環境への配慮について

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等、環境に配慮した運転を心掛けること。

7 特記事項

(1) 受託者は、業務の着手に当たって、実施のための執行体制及びスケジュールを委託者に提示し、了承を得ること。

(2) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。

(3) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。

(4) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項や、委託者より提供された資料・データ等について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。

なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(5) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理すること。

(6) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。

(7) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て本県に帰属し、本県の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。

(8) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。

(9) 本業務の遂行に当たり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

8 所管課

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課

電話：054-221-3284

E-mail：sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp